

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画に基づく警察庁実施計画

平成17年7月13日

警 察 庁

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成17年4月28日閣議決定。以下「政府の実行計画」という。）に基づき、警察庁が実施する具体的措置を以下のとおり定める。

当該措置を着実に実施することにより、平成18年度までに警察庁の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を7%（平成13年度比）以上削減することを目標とする。

本実施計画は必要に応じて見直しを行うとともに、本実施計画の円滑な実施のため、警察庁は関係省庁との省CO₂化の経験やノウハウ・技術の共有に努めるものとする。

1 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

(1) 低公害車等の導入

- ・ 警察庁の一般公用車については、低公害車比率100%を維持するとともに、一般公用車以外の公用車についても、警察業務の特殊性等を考慮しつつ、低公害車化を図る。
- ・ 車両等の買い換え等に当たっては、使用実態を踏まえ必要最小限度の排気量のものを選択する等、より温室効果ガスの排出の少ないものの導入を進め、当該車両等の優先的利用を図る。

(2) 自動車の効率的利用

【政府目標】公用車の燃料使用量を平成13年度比で概ね85%以下

- ・ 公用車の使用実態等を精査することにより、台数等の見直しを行う。
- ・ 待機時のエンジン停止の励行、不要なアイドリングの中止等の環境に配慮した運転を行う。
- ・ 日常的な経路として有料道路を利用する公用車については、ETC車載器の設置を推進する。
- ・ 3メディア対応型の道路交通情報通信システム（VICS）対応車載機の積極的活用を図る。
- ・ タイヤ空気圧調整等の定期的な車両の点検・整備の励行を図る。
- ・ 用途等に応じ、ガソリンを満タンにしない等の効率的利用を図る。
- ・ 通勤時や業務時の移動においては、鉄道、バス等公共交通機関の利用を図る。

- ・ 公用車の使用に当たっては、警備上・業務上の必要性を考慮する。
 - ・ タクシー券の適切な管理を図り、不要不急のタクシー利用を抑制する。
- (3) エネルギー消費効率の高い機器の導入
- ・ 現に使用しているパソコン、コピー機等のO A機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものの廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、エネルギー消費のより少ないものを選択する。また、新規購入に当たっても同様とする。
 - ・ 現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては節水型等のものを選択する。また、新規購入に当たっても同様とする。
- (4) 用紙類の使用量の削減

【政府目標】用紙類の使用量を平成13年度比で増加させない

- ・ コピー用紙等の年間使用量について、部局単位など適切な単位で把握し、管理し、削減を図る。
 - ・ 会議用資料や事務手続の一層の簡素化を図る。
 - ・ 両面印刷・両面コピーの徹底を図るとともに、不要となったコピー用紙（ミスコピーや使用済文書等）については、再使用、再生利用の徹底を図る。
 - ・ 温室効果ガス排出削減の観点から、ペーパーレスを達成する仕組みの早期確立を図るため、電子メール、庁内LANの活用及び文書・資料の磁気媒体保存等電子メディア等の利用による情報システムの整備を進める。
- (5) 再生紙などの再生品や木材の活用
- ・ コピー用紙、けい紙・起案用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙の購入・使用を図る。
 - ・ 印刷物について、再生紙の使用を進める。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努める。
 - ・ 文具類等の物品については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年5月31日法律第100号）」等に基づき、再生材料から作られた製品、詰め替え可能な製品等の購入・使用を図る。
 - ・ 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する際には、リサイクルのルートが確立しているものを使用するよう努める。
- (6) HFCの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等
- ・ 庁舎等の公共施設の冷蔵庫、空調機器及び公用車のカーエアコンの購入、交換に当たっては、代替物質を使用した製品や、HFCを使用している製品のうち地球温暖化への影響のより小さい機器の導入を図る。
 - ・ エアゾール製品を使用する場合には、安全性等を考慮し、必要不可欠な場合を除いて、非フロン系製品の選択・使用を徹底する。
 - ・ 庁舎等の公共施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力六

フッ化硫黄（SF₆）の回収・破壊、漏洩の防止を行うよう努める。

(7) その他

- ・ 物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認を行う。
- ・ 環境ラベルや製品の環境情報をまとめたデータベースなどの環境物品等に関する情報について、当該情報の適切性に留意しつつ活用し、温室効果ガスの排出の少ない環境物品等の優先的な調達を図る。
- ・ 資源採取から廃棄までの物品のライフサイクル全体についての温室効果ガスの排出の抑制等を考慮した物品の選択を図る。
- ・ 購入、使用する燃料について、現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、都市ガス、LPG等の温室効果ガスの排出の相対的に少ないものとする。
- ・ 燃焼設備の改修に当たっては、都市ガス、LPG等の、温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料の使用が可能となるよう適切な対応を図る。
- ・ 重油を燃料としている設備の更新に当たっては、重油に比べ温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料への変更を検討する。
- ・ 省エネルギー診断に基づくさらなるエネルギーの使用の合理化を検討する。
（設備・機器の導入、改修、運用の改善 等）
- ・ 机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を図る。
- ・ 部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図る。
- ・ 庁舎内の自動販売機の設置実態の精査及びエネルギー消費の見直しを行い、省エネルギー化を促す。
- ・ 簡略に包装された商品の選択、購入を図る。また、リサイクルの仕組みが確立している包装材を用いているものの積極的選択を図る。
- ・ エネルギー供給設備におけるエネルギーの使用の合理化を図る。
- ・ 庁舎から排出されるごみの直接埋立量を縮減するよう、分別や適正処理を実施するとともに、廃棄物処理業者に対し発注者として促す。

2 建築物の建築・管理等に当たったの配慮

(1) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

- ・ 既存の建築物のエネルギー使用状況等の診断及び温室効果ガスの排出の抑制等に資する改修を平成18年度末までに重点的に実施する。

(2) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建築資材等の選択

- ・ 建築資材については、再生された又は再生できるものの使用に努める。
- ・ 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断

熱性の高い建具の使用を図る。

- ・ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、利用可能である場合には、HFCを使用しない建築資材の利用を促進する。
- ・ 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等、設備におけるエネルギー損失の低減を図る。
- ・ 電力負荷平準化に資する蓄熱システム等の導入を図る。

(3) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入

- ・ 空調設備について、温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、その更新時に温室効果ガスの排出の少ない機器の導入を図る。
- ・ 高効率空調機の導入を図る。

(4) 冷暖房の適正な温度管理

- ・ 業務の性質等を考慮しつつ、庁舎内における冷暖房の適正な温度管理を図る。（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は20度程度を目安とする。）

(5) 太陽光発電等新エネルギーの有効活用

- ・ 建築物の規模、構造等の制約の下、可能な限り、太陽光発電、燃料電池、太陽熱利用、バイオマスエネルギー等の新エネルギーを活用した設備の導入を図る。
- ・ 建築物の立地する地域において、地域冷暖房等の事業が計画されている場合には、参加を検討する。

(6) 水の有効活用

【政府目標】事務所の単位面積当たりの上水使用量を平成13年度比で概ね90%以下

- ・ 建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討する。
- ・ 建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討する。
- ・ 給水装置等の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具を設置する。
- ・ 排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。

(7) 周辺や屋上の緑化

- ・ ごみが不法投棄されないよう努める等所管地の管理に当たって環境の保全を図る。

(8) その他

- ・ 建築物の建築等に当たっては支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促す。
- ・ 建築物の建築等に当たっては出入車輛から排出される温室効果ガスの抑制を発注者として促す。
- ・ 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。
- ・ 建築物の建築等に当たり、断熱性能の向上に資する構造の整備その他の必要な温室

効果ガスの排出の抑制等のための措置を図る。また、E S C O事業導入のフィージビリティ・スタディの実施を検討する。

3 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

【政府目標】事務所の単位面積当たりの電気使用量を平成13年度比で概ね90%以下

エネルギー供給設備等における燃料使用量を平成13年度比で増加させない

廃棄物の量を平成13年度比で概ね60%以下

- ・ O A 機器、家電製品及び照明については、適正規模のものの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換を徹底するとともに、スイッチの適正管理等エネルギー使用量を抑制するよう適切に使用する。
- ・ 夏季における軽装での執務を励行する。
- ・ 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。
- ・ 発熱の大きいO A 機器の配置を工夫する。
- ・ 水曜日の定時退庁を徹底し、深夜残業のための点灯時間の縮減及び帰宅時のタクシー利用の削減を図る。
- ・ 休暇の計画的取得、事務の見直しにより、夜間残業の削減を図る。
- ・ 昼休みは、業務上特に照明が必要な箇所を除き消灯を図る。また、夜間における照明も、業務上必要最小限の範囲で点灯することとし、それ以外は消灯を徹底する。
- ・ トイレ、廊下、階段等における自然光の活用及び自動消灯システムの設置を図る。
- ・ 職員に対する直近階への移動の際の階段利用の奨励を徹底し、利用実態に応じたエレベーターの間引き運転を実施する。
- ・ 給湯器へのエコマイザーの導入等によるガスコンロ、ガス湯沸器等の給湯機器の効率的使用を検討する。
- ・ 施設規模等に応じてC O 2 冷媒ヒートポンプ給湯器等の高効率給湯器の導入を検討する。
- ・ 冷蔵庫の効率的使用を図る。
- ・ 庁舎の使用電力購入に関し、省C O 2 化の要素を考慮した購入方式の導入を検討する。
- ・ 水栓には、必要に応じて節水コマを取り付ける。さらに、必要に応じ、水栓での水道水圧を低めに設定する。
- ・ 水漏れ点検の徹底を図る。
- ・ 公用車の洗車方法について、回数の削減、バケツの利用等の改善を極力図る。
- ・ その他、庁舎における節水等を図る。
- ・ 事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。
- ・ 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。
- ・ 不要となった用紙は、クリップ、バインダー等の器具を外して分別回収するよう努

める。

- ・ 容器又は包装を利用する場合には、簡略な包装とし、当該容器又は包装の再利用や再生利用を図る。
- ・ 使い捨て製品の使用や購入の抑制を図る。
- ・ シュレッダーの使用に当たっては必要性等を考慮する。
- ・ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ・ 厨房に呼びかけ、庁舎にある厨房施設から排水中に混入する生ゴミの量を抑制する。
- ・ 食べ残し、食品残滓などの有機物質について再生利用を図る。
- ・ 施設の所在する地域で廃棄物の交換の仕組みが設けられている場合は、参加を検討する。
- ・ 廃棄するOA機器及び家電製品並びに使用を廃止する車が廃棄物として処理される場合には、適切に処理されるように努める。
- ・ 物品の在庫管理を徹底し、期限切れ廃棄等の防止に努める。

4 職員に対する研修等

- ・ 庁内LAN等の利用による地球温暖化対策関連情報の周知に努める。
- ・ 昼休みの一斉消灯など「省CO2行動ルール」を策定し、実施する。
- ・ 職員から省CO2に資するアイデア（エコ・アイデア）を募集し、効果的なものを実行に移す。

5 計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本実施計画の実施状況については、毎年度、長官官房会計課がとりまとめを行い、警察庁実施計画推進本部において、評価・点検を行うものとする。また、評価・点検の結果は公表するものとする。